

令和4年度グリーン購入法及び環境配慮契約法に関する調査結果（概要）

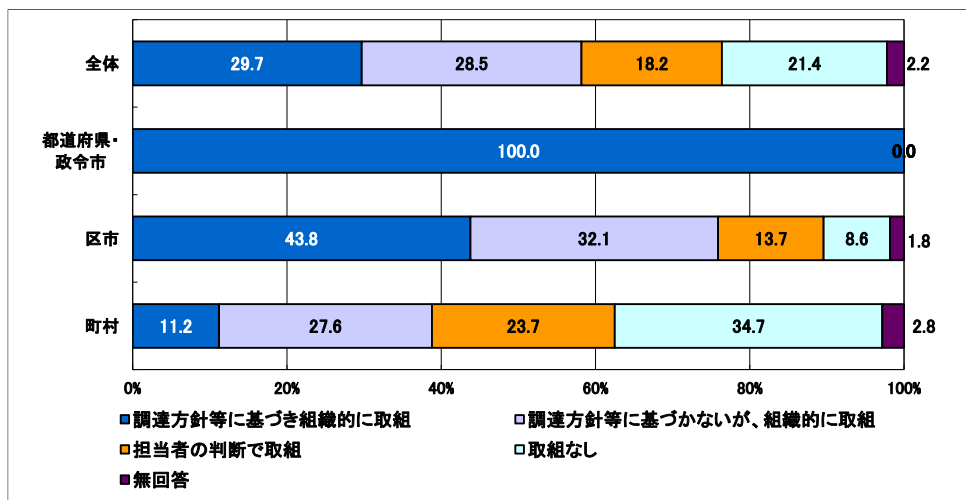
1. 調査対象：全国 1,788 地方公共団体（47 都道府県、20 政令市、795 区市、926 町村）

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率（前年度比）
都道府県・政令市	67	67	100.0%(0.0 ポイント)
区市	795	780	99.2%(1.1 ポイント減)
町村	926	856	93.1%(0.7 ポイント減)
合計	1,788	1,703	95.2%(0.9 ポイント減)

2. グリーン購入法に関する調査結果

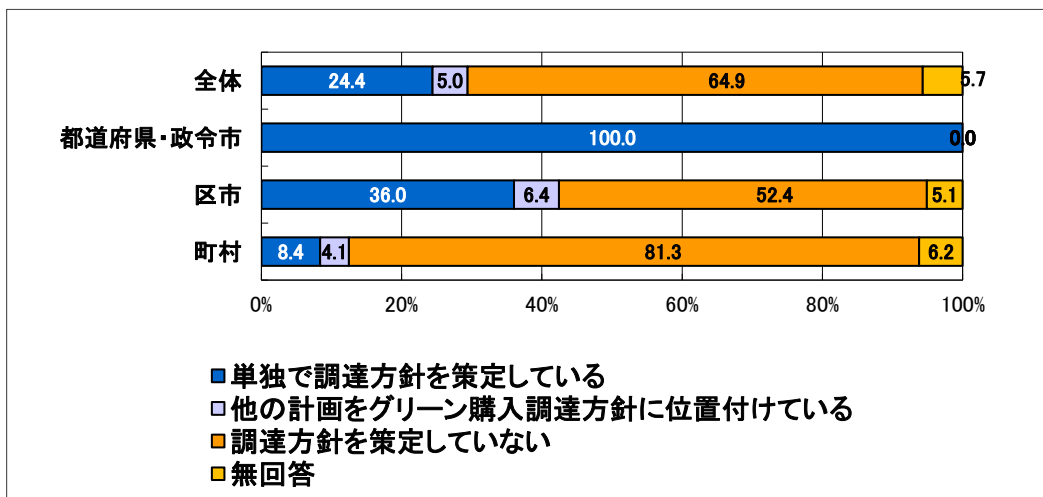
(1) 組織的取組状況

- ・グリーン購入の組織的取組は 58.2%（都道府県・政令市 100%、区市 75.9%、町村 38.8%）
- ・「担当者の判断で取組」まで含めると 76.4%（都道府県・政令市 100%、区市 89.6%、町村 62.5%）



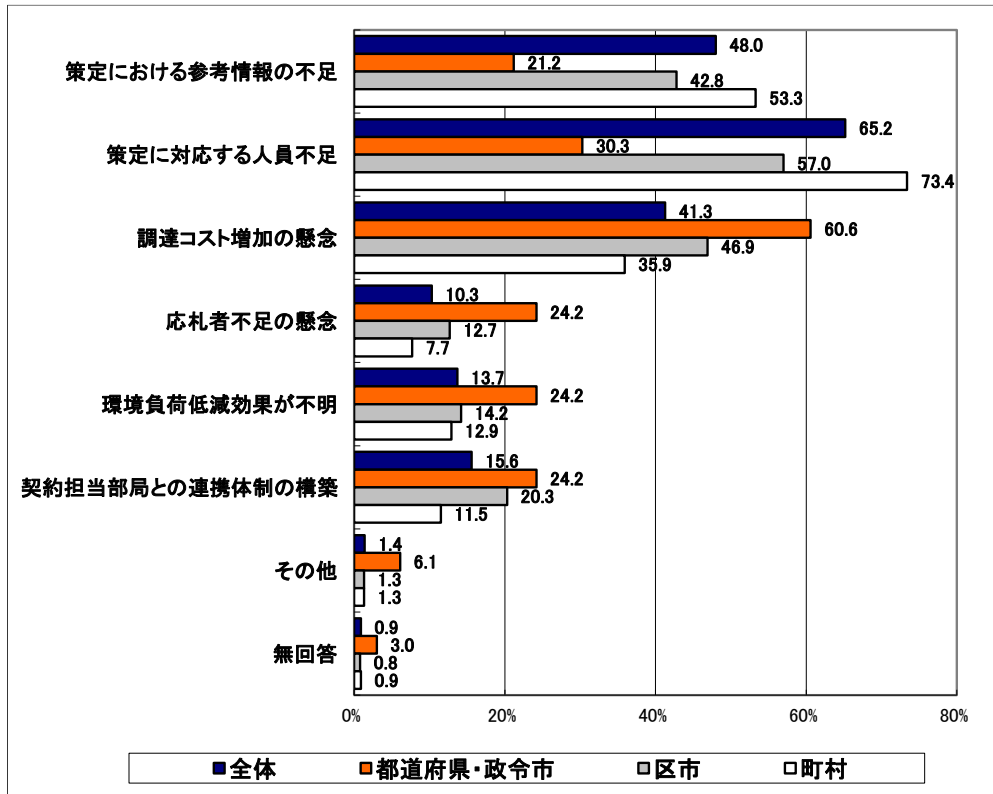
(2) 調達方針等の策定状況

- グリーン購入法第 10 条に調達品目及び調達目標を盛り込んだ調達方針の作成が規定。単独の調達方針に加え、他の計画等に位置付け、組織的取組とすることも可能。
- ・全体では 24.4%が単独の方針を策定、他の計画等での位置づけを含めると 29.4%（都道府県・政令市 100%、区市 42.4%、町村は 12.5%）。他の計画では温暖化対策実行計画の中で位置付けている団体が多い。



(3) グリーン購入の具体的な取組

・グリーン購入の具体的な取組として、各部署への通知・通達や体制・手順の策定化などがある。



(4) 分野別取組状況

●分野ごとの取組率では、紙類が 54.8%と最も高く、次に文具類 42.4%となっている。最も低いのは役務の 20.7%、次に移動電話の 20.8%であり、分野によって取組率に大きな差がある。

団体分類	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話	家電製品	エアコン等	温水器等	照明
全体	54.8	42.4	29.1	28.9	29.2	30.9	20.8	26.7	28.3	23.6	36.7
都道府県、政令市	100.0	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0	98.5	100.0	98.5	97.0	100.0
区市	72.8	59.0	41.7	41.4	42.2	44.0	28.8	38.8	40.7	33.4	48.0
町村	34.9	22.8	12.1	11.9	11.9	13.6	7.5	10.0	11.5	8.9	21.3

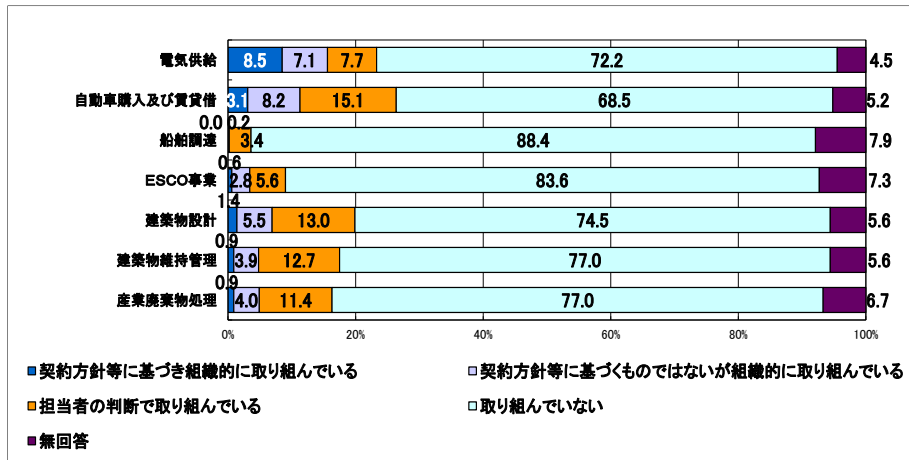
団体分類	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋	その他繊維製品	設備	災害備蓄用品	公共工事	役務	ごみ袋等
全体	38.1	25.8	28.9	22.0	24.6	22.1	22.0	22.0	23.2	20.7	22.9
都道府県、政令市	98.5	97.0	98.5	98.5	100.0	98.5	92.6	98.5	95.5	97.0	94.0
区市	51.7	36.7	44.5	31.9	36.7	32.0	29.9	30.3	32.1	28.2	31.4
町村	21.0	10.1	9.3	7.1	7.6	7.0	9.3	8.7	9.5	7.8	9.6

※分野ごとの取組率は「調達方針等に基づき組織的取組」と「調達方針等に基づかないが組織的に取組」の合計値 (%)。

3. 環境配慮契約法に関する調査結果

(1) 組織的取組状況

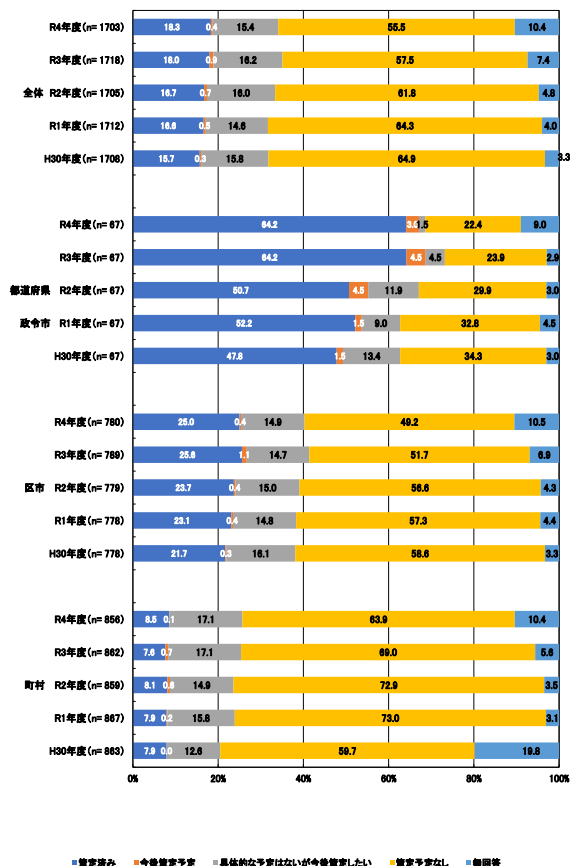
・環境配慮契約の組織的取組は電気 15.6%、自動車 11.3%、船舶 0.2%、ESCO 3.4%、建築設計 6.9%、建築維持 4.8%、産廃 4.9%であった。



(2) 契約方針等の策定状況

- 環境配慮契約法第 11 条に契約方針の作成が規定。単独の契約方針に加え、他の計画等に位置付け、組織的取組とすることも可能。
- ・契約方針やその他の計画等で取組を位置付けている都道府県・政令市は 46.3%（「単独で契約方針を策定は 41.8%」）。契約方針以外では、「地球温暖化防止に資する計画」が 13.4%、「環境施策の基本となる計画」が 5.7%。契約方針の策定割合は微増傾向。

環境配慮契約の組織的取組の状況 (%)



団体分類	合計	単独で契約方針を策定している	他の計画等に位置付けている	契約方針を策定していない	無回答
全体	1703	6.9	3.2	83.4	6.6
都道府県・政令市	67	41.8	4.5	49.3	4.5
区市	780	10.0	3.8	79.6	6.5
町村	856	1.3	2.5	89.5	6.8

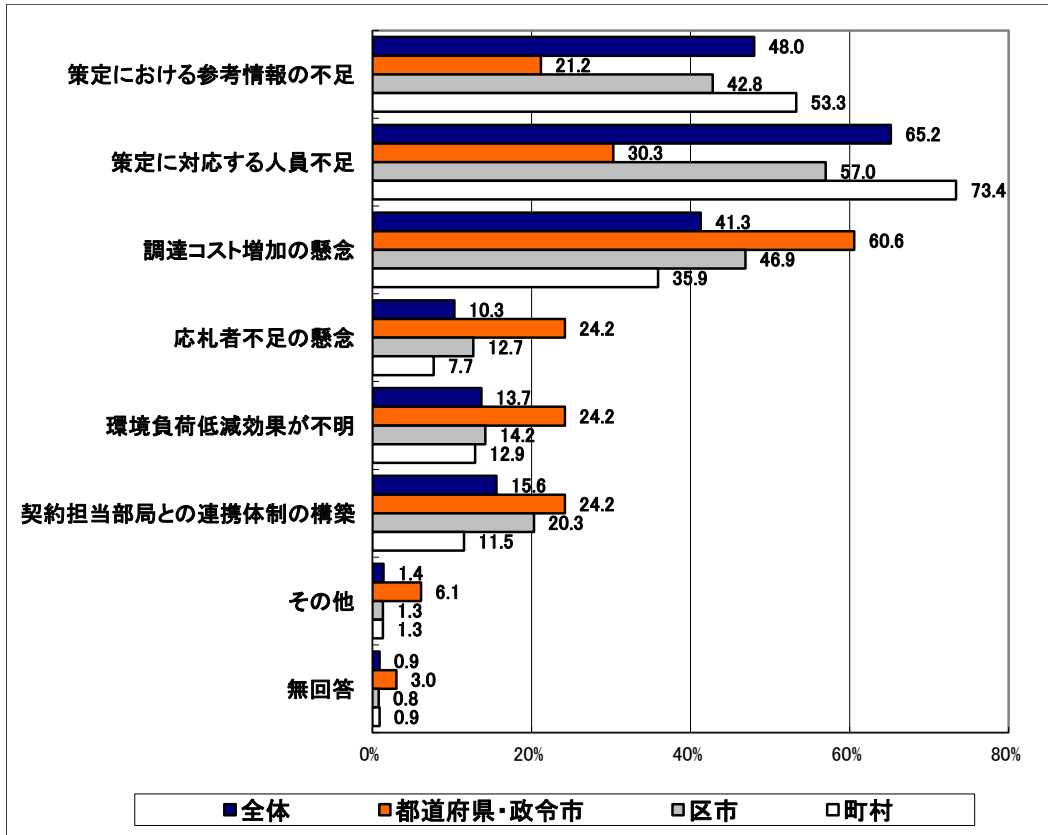
環境配慮契約に関連する取組を定めている計画等とその割合 (%)

環境施策の基本となる計画	5.7
環境マネジメントシステム	4.1
地球温暖化防止に資する計画	13.4
循環型社会形成に資する計画	1.7
グリーン購入の調達方針	3.2
その他	0.9
無回答	81.8

※割合は「団体数/調査対象地方公共団体数」より算出

(3) 環境配慮契約の契約方針を策定することの課題

・契約方針を策定することの課題では、「策定に対応する人員不足」が65.2%と最も多く、次いで「策定における参考情報の不足」が48.0%、「調達コスト増加の懸念」が41.3%であった。



(4) 環境配慮契約に際して参考になっているもの

